

【報告事項】

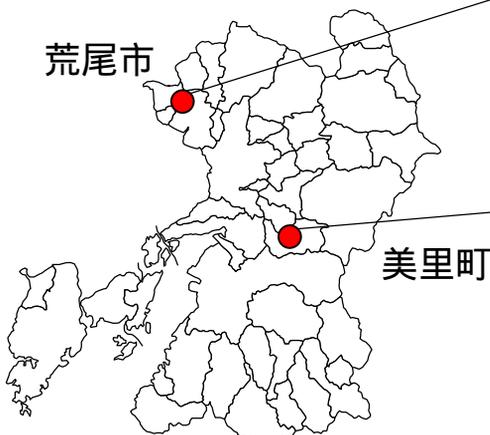
県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び生息地等保護区の指定又は指定の解除について

指定、解除の概要

- 「県内希少野生動植物」とは、県内に生息又は生育する野生動植物の種のうち、知事が絶滅のおそれがあると認めて、指定する種のことです。
「指定希少野生動植物」とは、県内希少野生動植物のうち、知事が特に絶滅のおそれがあるために保護を図る必要があると認めて、指定する種のことです。
県は、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物49種を県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物に指定しております。
「生息地等保護区」とは、指定希少野生動植物の保護のため重要と認める生育地等を保護区として指定する区域のことです。
指定希少野生動植物は原則捕獲等が禁止されています。
- 令和7年度熊本県希少野生生物検討委員会では、2つの植物について県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び生息地等保護区の指定又は指定の解除が承認されました。
- さらに、環境審議会に諮問し、自然保護部会に付議されました。環境審議会の自然保護部会で審議された結果、承認され、環境審議会会長から「適当と認める」との答申をいただいたものになります。

- 1 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物の指定
ヒロハコンロンソウの指定
- 2 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物の指定の解除
トキワマンサクの指定の解除
- 3 生息地等保護区の指定の解除
トキワマンサクの指定解除に伴い、トキワマンサクの生育地である府本生育地保護区の指定の解除を行う。

【位置図等】



県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び生息地等保護区の指定又は指定の解除について

1 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物の指定

分類	番号	指定種	現在確認されている生息・生育地
植物	1	ヒロハコンロンソウ	美里町

今般、指定を予定している1種については、本県における個体数及び生育地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、特に絶滅のおそれがあるために保護を図る必要があると認められるため、「県内希少野生動植物」に指定するとともに、併せて「指定希少野生動植物」に指定する。

環境省レッドリスト -
 レッドリストくまもと2024 絶滅危惧 A類(CR)



2 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物の指定の解除

分類	番号	指定種	現在確認されている生息・生育地
植物	1	トキワマンサク	荒尾市

現在、県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物に指定しているトキワマンサクが、中国から導入された個体であるとの研究結果を受けて、環境省・熊本県のレッドリストから削除されたことに伴い、県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定の解除を行う。

環境省レッドリスト

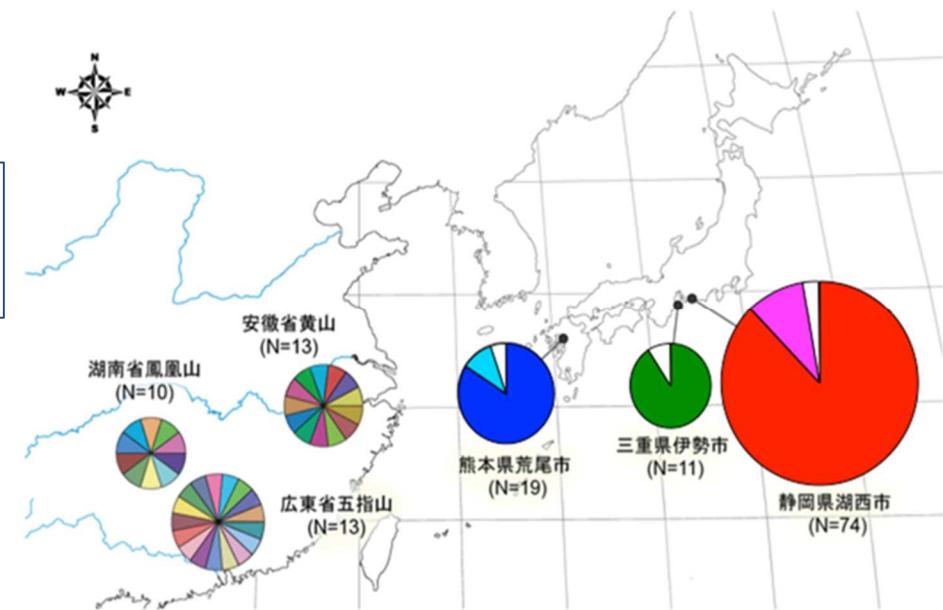
絶滅危惧IB類(EN) カテゴリー外

近年の研究で3集団は遺伝的多様度が低く、集団内でも同一クローンが大部分を占めていることが判明し、挿し木などで人為的に植栽したものである可能性が高いため、外来種と判断された(Isagi and Kaneko 2014)。そのため、維管束植物分科会の基本的事項に従いカテゴリー外となった。

レッドリストくまもと2024

絶滅危惧IA類(CR) カテゴリー外

野生種と考えられてきたが、日本のすべての集団は野生ではなく栽培されたものであるとの研究結果(Isagi & Kaneko, 2014)が出ていることを踏まえて削除した。



トキワマンサクの各集団に占める同一クローンの割合。同じ色は同一のクローンが集団内に占める割合を示している。中国の個体群はすべてのほとんどサンプルが異なったクローンであったが、日本の個体群は特定のクローンが優占していた。

3 生息地等保護区の指定の解除

府本生育地保護区に係る指定希少野生動植物トキワマンサクが、中国から導入された個体であるとの研究結果を受けて、環境省・熊本県のレッドリストから削除され、県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定の解除を行うことに伴い、府本生育地保護区の指定の解除を行う。